

企業立地の優遇制度のご案内〔福岡県久留米市〕

久留米市企業立地促進資金融資制度（融資・利子補給・保証料補給）

区分	対象者	内容	限度額
投下固定資産総額 2億円（5千万円） 以上の事業所を設 置する者 または 常時従業者数20人 （5人）以上の事業 所を設置する者	投下固定資産総額2億円（5千万円）以上の事業所を設置する者 または 常時従業者数20人（5人）以上の事業所を設置する者	【融資】 ・ 融資利率 長期プライムレート適用（固定金利） ・ 償還期間 12年以内（据置期間2年含） 【利子・保証料補給】 ・ 利子補給金支払利子×40%を7年間 ・ 保証料補給金支払保証料×30%	・ 融資限度額 2億円 ・ 融資は銀行の承認が必要

（注意1）対象者欄の括弧内は中小企業等の要件です。

（注意2）制度の適用は、あらかじめ市の承認が必要です。事前にご相談ください。

ご相談・お問合せ先

久留米市商工観光労働部 企業誘致推進課 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3

TEL：0942-30-9135 FAX：0942-30-9707 E-mail：kigyo@city.kurume.fukuoka.jp